

昭和 58 年 7 月 1 日

昭和 59 年 1 月 19 日

改正 平成 17 年 1 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

## 一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター

### 船舶航行安全規程

#### (目的)

第1条 この規定はモーターポート及びヨット（以下『船舶』という。）の航行により発生する事故及び危険を防止し、利用者の生命及び財産の安全を図ることを目的とする。

#### (航行計画の届出)

第2条 行動予定は出港前に、ヨットクルーザー・モーターポートは様式 1 、ティンギーは様式 2 に定める出港届により、ハーバー管理責任者（以下『管理者』という。）に届け出てから出港し、帰港した場合は直ちに帰港の届出をしなければならない。

2. 出港届記載欄には必ず連絡手段の携帯電話及びアマチュア無線のコールサインを記載又は管理者に知らせておく。
3. 航行計画は乗船人員、船の性能、航行可能距離、燃料消費量等を熟知した船長の総合的な判断のもとに無理のないものでなければならない。
4. 管理者は利用者の届出にもとづき必要がある場合は、出港の停止、目的地航行経路の変更、帰港時間の繰上げ等を指示することができる。
5. 届出の帰港時間を過ぎ管理者が危険と判断した場合は、所轄の海上保安部へ救助を要請することがある。

#### (天候の確認)

第3条 出港にあたっては、その日の天気予報、気象、海象状況等管理者が告知する情報を十分把握したうえ出港するものとし、航行中は常に気象、海象の変化に注意し状況の悪化が予測される場合は、速やかに帰港し安全を図ること。

#### (整備点検)

第4条 船舶は常に整備し、出港前には、エンジンの調子、船体の異常の有無及び装備品、燃料等を確認したうえ出港すること。

#### (出港の制限)

第5条 船舶は、救助その他特別の場合を除き出港は次のとおりとする。

- (1) 帰港時刻は、ハーバーの利用時間内とする。
- (2) ハーバー営業時間外及び休業日の出港については自己責任とし、管理棟の屋外出港届に記載する。
- (3) ハーバー利用時間外に出港する場合においても、出港届に記載すること。

#### (出港停止の事項)

第 6 条 次の事項による場合、管理者は出港を停止する。

- (1) 風雨、波浪等の警報発令中
- (2) 濃霧等のため視界が 1 キロメートル以下で航行が危険と判断される場合。
- (3) 管理者が、気象、海象等の状況から出港が危険と判断した場合、若しくは今後それが予想されると判断した場合。

#### (船長の遵守事項)

第 7 条 船長は次の事項を守らなければならない。

1. 航行中、気象、海象の急変その他の事由により、帰港がおくれると判断される場合は速やかに、管理者にその旨を連絡しなければならない。
2. 航行中人を死傷させ又は物損事故を生じたときは、直ちに適切な処置を講じるとともに管理者ならびに所轄の海上保安部及び所轄警察署に当該事故の発生した日時、場所及び概要ならびに当該事故について講じた処置を報告しなければならない。
3. 管区海上保安部長が指定した海上安全指導員の指示に従うこと。

(錨泊の制限)

第8条 船舶は港内の岸壁、ならびに湾内に錨泊してはならない。

(環境の安全)

第9条 船舶はいかなる海面においても、水産物に有害なもの、漁船の操業及び船舶の航行に支障のあるものを投棄し、又は漏せつしてはならない。

第10条 環境、自然の愛護にシーマンとしてエチケットを守り、地域住民に迷惑をかけたり、住民感情を害するような行為は慎むこと。

第11条 船舶の航行中に発生した事故については、すべて船長の責任とする。また漁業者に危害あるいは、漁業施設に損害を与えた場合も同様とする。

(管理者安全対策事項)

第12条 管理者は船舶の航行安全を確保し、利用者との強調を図るために第2条第5項第5条業務の他、次の業務を行う。

- (1)船長から出港前及び入港後にその旨の届出を徴する。
- (2)出港、入港届けの周知をはかる。
- (3)管理棟内に、風向、風速、視程、気温、気圧の気象状況ならびに気象台の発表する警報注意報を告知板に告知する。
- (4)出港中天災などの緊急の場合は、監視艇にて周知する。
- (5)出港、航行の停止は、放送及び状況により監視艇にて周知する。
- (6)監視艇は、常時出動できるよう整備し緊急時に備える。
- (7)近隣マリーナ及び漁業関係者との間に相互救助業務応援体制を整備しなければならない。
- (8)現場指導及び海上安全パトロールを行う。

(管理者の責務)

第13条 船舶の遭難事故等の非常事態を知ったときは、直ちに所轄の海上保安部ならびに所轄の警察署にその旨を通報しなければならない。

(関係法令等の厳守)

第14条 この規程に定めるもののほか、海上衝突予防法、港則法等の関係法令ならびに三重県モーターボート及びヨット事故防止条例の規程を守らなければならない。

附 則

この規程は昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年1月1日から施行する。

附 則

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター設立の登記日から施行する。

## 様式 1

TSU YACHT HARBOR 出港届			
・ヨットクルーザー		・モーターボート	
船名			陸上バースNo.
オーナー氏名			
船長名			
連絡先(住所)			
自宅電話			
携帯電話番号 又は 無線コールサイン	[ハーバーに登録済の方は不要]		
出港日時 月 日 時 分	帰港予定日時 月 日 時 分	帰港日時 月 日 時 分	帰港確認
乗船者数 名			
同乗者氏名 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____ ⑥ _____ ⑦ _____ ⑧ _____ ⑨ _____ ⑩ _____			
目的 地 (寄港地)			
コメント			
航行予定表	《泊まりクルージング及びロングクルージングの方は日程、時間、スケジュールを記入して下さい。》		
月 日 時 分			
《お願い》			
◎定員厳守、乗船の際には必ずライフジャケットを着用してください。			
◎船体、機関等の整備状況、気象、海象等の情報把握など事前の準備に充分留意し安全航走を心掛けてください			
◎帰着後、速やかに帰着申告を行って下さい。『帰港予定日時』を過ぎても未帰港の場合には、海上保安部等に連絡する場合もありますので、帰着申告は忘れずに行って下さい。			

様式2

## デインギー出港届

平成 年度

出港時間			艇長氏名	住 所	艇 種	帰港予定時間	
月／日	時	分	(同乗者名)	(電話番号)	(セールNo.)	時	分
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			
/			( ) ( - - - )	( )			